



# 法人 ながおか

大海原を回遊し成魚となり、産卵期を迎えたサケの体には「婚姻色」と呼ばれる鮮やかな赤紫のまだら模様がみられるようになります。

生まれ故郷の川に戻り、産卵場所を目指し激しい流れにあらがい遡上していく姿は勇ましく躍動感に溢れています。

写真提供：長岡市美術協会写真部門

題字：山本享靖氏  
(第66代長岡税務署長)

2017 秋号

vol.129



公益社団法人 長岡法人会

## 着任のごあいさつ

長岡税務署長 桜井 昇

この度の人事異動で、関東信越国税局調査査察部査察総括第二課長から長岡税務署長として着任いたしました桜井でございます。私は妙高市（旧新井市）出身であり、長岡署における勤務は、平成9年以来二度目となります。前任の建入同様よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人長岡法人会の会員の皆様方には、様々な活動を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組むなど、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご尽力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

長岡法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、各種研修会の開催や国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進、「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されていると伺っております。

また、租税教室への講師派遣や「税に関する絵はがきコンクール」への募集活動など、租税教育の充実にも積極的に取り組まれているほか、マイナンバー制度の定着に向けて周知・広報にご協力をいただいております。

これもひとえに、小林会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の熱意と献身的なご尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第でございます。

さて、私ども国税当局は、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを使命とし、善良な納税者には親切・丁寧なサービスの充実に努める一方で、国際的な租税回避や悪質な納税者には適正な調査・徴収を通じて厳正な態度で臨んでおります。

また、納税者の皆様の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、e-Taxをはじめとする税務行政のICT化の一層の進展に努めているところであります。中でも、自宅やオフィスから納付できる「ダイレクト納付」は、毎月納付の源泉所得税など利用回数の多い納付に大変便利な電子納税の手続きですので、皆様のご利用をお願い申し上げます。

更に、自己点検チェックシートを活用した企業の税務コンプライアンス向上の取組は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を実現する」ために極めて有意義な取組と考えており、国税庁後援とさせていただいているところであります。私どもといたしましても、この取組の普及・拡大に向けて、今後とも皆様との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

加えて、平成31年10月には、消費税率10%への引き上げと消費税の軽減税率制度が実施されます。納税者の皆様方が軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告・納税ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応等に着実に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、税務行政を取り巻く様々な課題を解決し、税務行政に課せられた使命を果たしていくためには、私どもの力のみでは自ずと限界があります。長岡法人会の皆様方には、「税のオピニオンリーダー」として、今後とも、e-Taxの利用促進を始め、税務行政全般に対しましてより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人長岡法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。



### 幹部のご紹介



#### 竹澤 孝行

副署長

《出身地》

群馬県伊勢崎市

《趣味》

読書、落語鑑賞

ジョギング



#### 田中 克幸

法人課税第一部門  
統括国税調査官

《出身地》

新潟県加茂市

《趣味》

ラーメン食べ歩き

## 「税と文化講演会」を開催いたします

日時：平成29年11月10日（金）  
午後2時～午後4時30分

場所：ホテルニューオータニ長岡NCホール

第一部「くらしを支える税」

長岡税務署長 桜井 昇 氏

第二部「家族のちから」

エッセイスト 安藤和津 氏

※事務局までお申し込みください



税について「ちよつと」考えてみよう!

## 「税を考える週間」

11月11日-11月17日

今年のテーマは「くらしを支える税」です

ドラマ仕立ての動画で見る



国税の現場を目撃せよ。

動画「ドラマ税務ダイジェスト」より

税について考えてみよう



国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら



1人につき、マイナンバー マイナンバー制度についても紹介中

税務署へ申告書や申請、届出書を出す都府県「マイナンバー」又は「法人番号」の記載が必要です。  
※マイナンバーを記載した申告書などを提出する場合には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



国税庁  
www.nta.go.jp

※上記コードのURLは予告変更する場合があります。

### 「税を考える週間」とは

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマといたしまして、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

### 理事会開催のご案内

日時 平成29年11月10日 正午～

場所 ホテルニューオータニ長岡



## 会員親睦ゴルフ大会

7月20日長岡カントリー倶楽部において、53名が参加して第10回会員親睦ゴルフ大会が開催されました。表彰式も盛り上がりました。

#### <個人戦>

優勝 林 隆生  
準優勝 大平秀明  
第3位 田井康孝

#### <団体戦>

長岡支部  
税理士会長岡支部  
与板支部

## 第14回県法連女性部会連絡協議会合同セミナー佐渡で開催されました



9月13日午後2時より佐渡市相川「吾妻夕映亭」において、県内11単位会の女性部会員ほか109名が参加して県法連女性部会連絡協議会合同セミナーが開催されました。

当会から星野部会長ほか6名が出席しました。

「佐渡を世界遺産にする会」副会長の渡邊剛忠氏が「佐渡ジオパークで島の魅力再発見の旅」の演題で記念講演が行われました。

翌日は、講演会で勉強した「朱鷺が舞う金の島」の研修視察をし、放鳥朱鷺にめぐり合うことができました。



## 第35回県法連青年部会連絡協議会合同セミナー村上市で開催

9月22日午後2時30分より、村上市瀬波温泉「ホテル汐美荘」において、県法連青年部会連絡協議会合同セミナーが、県内13単位会の青年部会員ほか100名が出席して開催されました。当会青年部会からも長谷川部会長ほか3名が出席しました。

記念講演は、アル・ケッチャーノオーナーシェフ 村上うんめもん大使 奥田政行氏が「食からはじまる地域づくり」をテーマに講演が行われました。



## 長岡まつり 大民踊流し

今年も8月1日長岡まつり前夜祭大民踊流しに女性部会有志ほか26名が参加し、「長岡甚句」「大花火音頭」を華麗に踊り前夜祭を盛り上げました。



## 市民活動フェスタ

9月9日（土）アオーレ長岡で市民活動フェスタが開催されました。

長岡税務署から桜井署長他3名の応援をいただき、青年・女性部会員ほか14名で約160名に税金クイズを実施しました。



## 長岡市立東中学校租税教室

7月10日東中学校で租税教室を開催しました。今年ももちろん鷲尾講師、3年生110名が50分間熱心に税金の勉強をしました。



# 税務署だより

## 定期異動

平成29年7月10日付  
(役付職員)

所 属	職 名	新 任 者		前 任 者	
		氏 名	旧 所 属	氏 名	新 所 属
署 長 副 署 長	署 長	桜井 昇	国税局 調査部査察総括第二課長	建入 寛彦	退職 (再任用 浦和署 特官(資産))
	副 署 長	竹澤 孝行	前橋署 副署長	松澤 亮	国税局 総務部主任税務相談官
総 務 課	総務課長	北上 幸夫	国税局 徴収部徴収課 補佐	保科 晃之	国税局 一部資産課税課 補佐
	課長補佐	飯塚 克江	新潟署 資産一 上席調査官	藤井 陽子	税大関信 教育官
	総務係長	伊藤 祥	長岡署 庁舎管理係長	大平 学	新潟署 審理専門官(個人) 調査官
	会計係長	志田ゆかり	留 任		
	庁舎管理係長	高橋 翔吾	長岡署 徴収 徴収官	伊藤 祥	長岡署 総務係長
税務広報官	広 報 官	阿達 真弓	留 任		
管理運営一 管理運営二	統 括 官	高橋 操	足利署 管理運営 統括官	生形 達之	大宮署 管理運営一 統括官
	総括上席	木村 政秀	留 任		
	統 括 官	金塚 栄子	留 任		
特官(徴収) 特官(徴収) 徴 収	特 官	三富 敏明	高崎署 特官(徴収) 特官	小田島 孝 小林 真	退職 (再任用 新潟署 徴収上席) 新潟署 特官(徴収) 特官
	特 官	中島桂一郎	熊谷署 特官(徴収) 特官		
	統 括 官	吉田 宏	留 任		
特官(所得) 個人一 個人二 個人三 審理(個人)	特 官	竹之内雅人	国税局 総務部税務相談官	猪股 剛 長谷部真二  中野 和志 高橋 和広	所沢署 個人(特官) 特官 鹿沼署 個人一 統括官  新潟署 個人三 統括官 小千谷署 個人一 統括官
	統 括 官	池田 聡	高田署 個人一 統括官		
	総括上席	金子 太	留 任		
	統 括 官	相村 亮一	留 任		
	統 括 官	土田 信治	前橋署 個人二 統括官		
資 産	統 括 官	青山 憲一	留 任		
特官(法人) 特官(法人) 法人一 法人二 法人三 審理(法人)	特 官	吉田 信治	留 任	津田 茂 小出 敏夫 長嶺 健一  藤田 栄	館林署 特官(法人) 特官 新潟署 特官(法人) 特官 長野署 法人一 連絡調整官  新潟署 審理専門官(法人) 審理専門官
	特 官	若杉 正志	高崎署 特官(法人) 特官		
	統 括 官	田中 克幸	佐渡署 法人 統括官		
	総括上席	浦野 政浩	高田署 法人二 上席調査官		
	統 括 官	齋藤 繁	留 任		
	統 括 官	桐生 直樹	留 任		
	専 門 官	篠原 幸雄	新潟署 審理専門官(法人) 審理専門官		
酒類指導官	指 導 官	星野 学	宇都宮署 酒類指導官	旗本 一人 安藤 真一	前橋署 酒類指導官 国税局 二部酒税課 連絡調整官
	指 導 官	梨本 俊明	国税局 二部酒税課 検査係長		

### 開催した諸会議

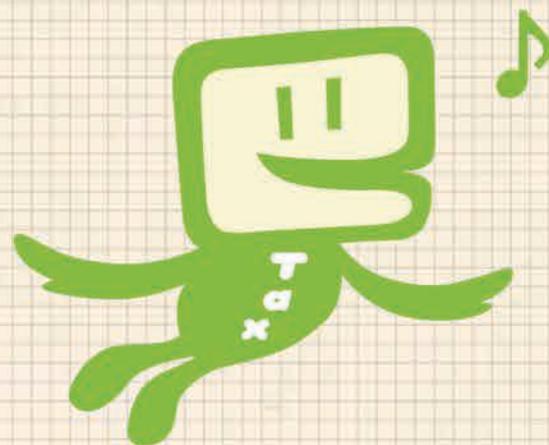
共益事業推進委員会	6月29日(木)	親睦ゴルフ大会
常任理事会	8月30日(月)	中間事業報告
広報委員会	10月 3日(火)	編集会議
推進協議会	10月 3日(火)	福利厚生制度

### 出席した諸会議

青年部会正副会	7月 6日(木)	県連
事業研修委員会	7月19日(水)	全法連
理事会	9月 6日(水)	県連
福利厚生制度連協	9月 6日(水)	県連
青年部合同セミナー	9月13日(水)	県連
女性部合同セミナー	9月22日(金)	県連
全国大会(福井)	10月 5日(木)	全法連

簡単・便利

# 国税の納付は、 ダイレクト納付 をご利用ください



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダーは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、**源泉所得税を納めている方に、特におすすめ**です。



スマホ・タブレットでもOK!

## ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



### 簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手順で利用可能!
- インターネットバンキングの契約が不要!
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!



### 便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能!

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくはe-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。



利用可能時間

#### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

#### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）  
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

経営者が、  
重大疾病に  
かかった時の  
そなえを確保。

## Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

**ポイント1** **重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。**  
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント2** **万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**  
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

**ポイント3** **約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。**

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。  
※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人協会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。

◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



引受保険会社

**DJIDO 大同生命保険株式会社** 新潟支社 長岡営業所/長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F) TEL 0258-32-1951  
F-25-1027(平成26年3月11日)

## 編集後記

鷲尾 達雄

電子政府で我が国の先を行く韓国について(127号)の続編です。スパイ割り出しが目的であった制度が、その後、どの様に運用されていったかをご紹介します。

韓国では17歳になるとマイナンバーカードの常時所持が義務、裏面には指紋登録までされるそうです。恐るべきはここからです。税・医療・教育・金融・保険・福祉・出入国など、あらゆる分野で利用されているとの事。本人は何ら手続きせずとも、税金を多く納め過ぎたら自動的に払い戻しが行われ、受けられる資格を満たしているのに福祉制度に申し込んでいない人には、行政から案内が来る!就職や不動産取引などで戸籍簿本などの公的証明書類が必要になれば、24時間アクセス可能な電子政府で申請が簡単。交付された書類は、自宅のプリンタで印刷して提出する。電子政府を利用した場合、書類の発行手数料も無料!運転免許証では2年以内の健康診断を受けた人は、その時の記録が警察庁と道路交通公団の情報とひも付きされ、更

新の際、視力検査が不要!医療では、健康保険証・診察券・お薬手帳の機能が全てマイナンバーカード一枚で! etc

韓国人にとってマイナンバーは生活するうえで味方であり、無くてはならない存在の様です。スパイの監視が目的であったのに、50年の歳月を費やし生活者の必需品となり、正に日本が目指している行政サービスの効率化を大いに実現しているのです。生まれて間もない日本のマイナンバーカードは確定申告以外で使った記憶がありません(笑)。開発コストに2700億、維持コストに毎年300億。廃止された住基カードにも2000億以上の費用がかかったと。現在マイナンバーカードの発行枚数は1100万枚をやっと超えたレベル。日本は韓国と違ってマイナンバーカード義務なんて事は、政府がビビって出来ないのだろうなあ~でもそこまで踏み込まないと第二の住基カードになるような気がしてなりません(笑)。

●消費税は消費者からの預かり金的性格を有する税です。  
●基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限<sup>(1)</sup>があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

●期限を過ぎると延滞税がかかります。  
●確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回) <sup>(3)</sup>

<sup>(1)</sup> 法人は課税期間終了の日の翌日から2か月以内、個人事業者は課税の終了から2か月以内の申告・納付を行う必要があります。

<sup>(2)</sup> 地方消費税を含まない金額をいいます。

<sup>(3)</sup> 平成26年4月1日以後発給する課税期間が、直前に中間申告書(第1回)を提出することができない等の中間申告書の提出が困難な場合は、



消費税期限内納付を忘れずに。

## 法人 ながおか vol.129

公益社団法人 長岡法人会  
 長岡市坂之上2丁目1番地1  
 電話 0258-35-0328  
 FAX 0258-39-7630

発行 広報委員 達雄  
 委員長 鷲尾 達雄  
 印刷所 吉原印刷株式会社